

共のみならず、八千万国民の共に感謝に堪えないところであると同時に、再建途上にある日本国民に対し、大いなる激励を與えられたものと存するのであります。

渡米議員団が、その神髄を学び取つて参られましたところの米国議会連合の実際は、これを我が國の実情に適合せしめつつ、今後の実践に移すことができるのであり、又他面、議員団各位の御努力によりまして、米国朝野に、我が日本国民が眞に平和を愛好する民主国民として、どこまでも邁進せんとの固き決意を有するものであるといふ認識を新たにせしめ、日米両国相互の理解を深めることができたのであります。更に一行は、ただに政治として、衷心より欣快を禁じ得ないものがあります。更に一行は、ただに政治運営についてのみならず、広く社会事情、経済事情等についても、十分觀察の機会を得たのであります。我が国社会制度万般についても裨益するところ少からざることを以て、その觀察の便宜を與えられた各方面に対しましても、厚く感謝いたしたいのであります。又往路並びに帰路の両回に亘り、ハワイにおきまする官民を擧げての熱誠なる歓待に對しましては、誠に感銘に堪えないものがあるのであります。マッカーサー元帥は渡米議員団の出発に先立ち、特に懇切な歓送の辭を寄せられ、諸君の渡米は歴史的意義を持つものであり、終戦以来日本の政治的再編に重大なる時期を画するものであると激励いたされたのであります。各方面的御厚意によりまして、一行がこの重大なる使命を完全に達成され無事帰國されましたことは、我々の衷心

より喜びに堪えないところであります。一行の歓迎は、この機会に、国会議員の代表者に對して満足の機会を與えられたと共に、一行の全行程に万全の準備を整えられた總司令部マッカーサー元帥及び米国海軍在中、心からなる歓迎と便宜を供與された米国連邦議会、各州各市及びハワイの当局、各地の商工会議所その他の民間団体、並びに米国民諸君に対しまして、満腔の感謝の意を表し、併せて私共の平和文化国家建設の決意を宣明いたしました。

次に、日本国会議員團に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案を朗読いたします。

日本国会議員團に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案

参議院は、わが国会議員團がカナダを視察した際、同国議会、政府並びに国民の示された好意と厚遇に対する深甚な感謝の意を表わすため次の決議をする。

今般、わが国会議員團は、民主政治の理念と運営を親しく調査するため渡米したのであるが、その際カナダ政府より鄭重な接待を受け、同國議会及び政府より鄭重な歓待を受け、議場の儀禮についても特に感銘を受けたのである。

参議院は、一行の帰國に當つて、

ここに、カナダ議会、政府並びに同國国民の示された好意と厚遇に対し、衷心より感謝の意を表する。以上の通りであります。

先に申上げました通り、今回の渡米議員団は米国の厚意によりまして、多くの成果を收めてその日程を終えたのであります。ですが、途中カナダ政府より鄭重なる招待を受け、同國の議會をも併せて観察する機会を與えられたのであります。一行のカナダ議員団は、日程の関係で極めて短時間に止まつたのであります。が、カナダ議会、政府及び国民諸君は擧げて心から歓迎の意を盡され、議会の傍聴等について特に便宜を供與されまして、同國獨得の議會制度を親しく調査観察することを得ましたことは、私共のひとしく感銘いたしておりますところであります。渡米議員団の收め得ました成果は、このカナダの厚意に満ちた招待によりまして、一段と輝かしいものとなつたと信ずるのであります。私共は、ここにカナダ議會、政府及び国民諸君のわが議員団に寄せられました厚意に感謝の意を表すため、本決議案を発議いたした次第であります。

以上二つの決議案につきまして、何とぞ演説の諸君の御賛成をお願い申上げます。

尙幸にして両案が可決されましたならば、議長において米國及びカナダの關係方面に適宜送付せられるよう、御斡旋あらんことを希望いたしました。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

先ず、渡米議員団に寄せられた

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致にて可決せられました。

〔拍手起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致にて可決せられました。

〔拍手起立〕

議長は、只今可決されました西決議案を、總司令部を通じ、米国及びカナダに付し伝達方を依頼することとしたといたします。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、医療法の一部を改正する法律案(未議院提出)、日程第二、厚生年金法(未議院提出)、保險法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)、以上三案を一括して議題とすることに御異議なしと申せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長坂本重義君。

〔審査報告書は都合により第15号末尾に掲載〕

ては今後一層強く関係方面的の了解を求めて、労務者の福利方面に使用し得られるよう努めたいとの答弁がありましたが。又現行の保険料率と任意継続被保險者の保険料率についての質問に対しまして、厚生年金保険の保険料率は、坑内夫である被保險者については一二・三%，その他の男子は九・四%，女子は五・五%となつておりますが、只今は事業主、被保險者の負担能力を考慮いたしまして、暫定的に坑内夫は三・五%，その他は男子、女子共に三・〇%という低い料率で保険料を徴収いたしており、任意継続被保險者は資格期間十年以上の者でなければなりません。法律施行以来未だ日が浅くて該当者はなく、本年から出て来ると思うので、今回の改正で他の被保險者と同様に暫定料率を二・六%と決めることがいたしたとの答弁がありました。又股退手当金の支給される年数を短縮し、現行の三百円、これは養老年金で三百円の暫定標準報酬の引上等について如何に考えておるかといふ質問に対しまして、當局としては内閣社会保障制度審議会の意見を聞いた上で考えたいとの答弁がありました。又本改正案によりますれば、退職積立金及び退職手当を四月十日までに受けないときは、翌十一日に全部支拂うことになつておるのであります。事業主は時間的に見て事務の処理が可能であるかとの質問に対しまして、これはすでに法律廃止の際計算が明らかにされさないとの答弁がありました。

の委員会におきましたて、討論を各省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。
以上御報告申上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先づ医療法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君をの起立を求めます。

昭和二十五年一月二十三日
衆議院議長　松原喜重郎
参議院議長佐藤尚武殿
産業復興公団法の一部を改正する
法律案
産業復興公団法の一部を改正する
法律案

れて、直ちに回収することが困難であります。そのため外に融資の方法を講じない限り返済の途がないのであります。又産業復興公団の昭和二十五年度予算は、年間を通して見れば、十分にその收支は償うのであります。価格差益金の納付、引取物品代の支拂等の支拂経費が上半期に集中される見込みでありますから、收支の時期的な食違いを生じて、上半期中には短期的な運転資金が

するための一般会計からする繰入金に関する法律案（いづれも内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。光子委員長の報告を求めます。

大蔵委員会理事黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第三十
五号末尾に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から
らする繰入金に関する法律案

を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十五年二月二十三日
衆議院議長 穀原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入
不足を補てんするための一般会
計からする繰入金に関する法律

るため、昭和二十五年度において、一般会計から、九億一千五百二十万六千円を限り、この会計の歳差勘定に繰り入れることができ

政府は、前項の規定による採
集金については、後日農業共済再保
険特別会計農業勘定から、その額

入金に相当する金額に達するまで
の金額を、予算の定めるところに
より、一般会計に繰り入れなければ
ならない。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一
日から施行する。

【審査報告書は都合により第三十
五号末尾に掲載】

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
緑入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
昭和二十五年二月二十八日

衆議院議長 畑原喜重郎

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
緑入金に関する法律案

参議院議長 佐藤尚武殿

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
緑入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

昭和二十五年二月二十八日

衆議院議長 畑原喜重郎

政府は、食糧管理特別会計の歳入
不足を補てんするため、昭和二十五
年度において、一般会計から、二十
六億九千二百一万一千円を限り、こ
の会計に繰り入れることができる。

○附 則
この法律は、昭和二十五年四月一
日から施行する。

次に、食糧管理特別会計の歳入不足
を補てんするための一般会計からする
緑入金に関する法律案について御報告
すべしものと決定した次第であります。

【黒田英雄君登壇、拍手】

○黒田英雄君 只今上程されました一
つの法律案につきまして、大蔵委員会

におきまして審議の経過並びに結果に
ついて御報告をいたしました。

先ず、農業共済再保険特別会計の歳
入不足を補てんするための一般会計か
らする緑入金に関する法律案について
御報告いたします。

農業共済再保険特別会計の農業勘定
における歳出といしまして、再保険料等
二十九億七千二百四十三万一千円の
外、異常災害の発生した場合に備えま
して、予備費十二億五千四百五十四万
一千円を加えまして、合計四十二億二
千六百九十七万三千円を計上いたして
おりますが、その歳入は再保険料、
食糧管理特別会計からの受入金等三
十三億一千百七十六万七千円であります
して、この差引九億一千五百二十万六
千円の歳入不足を生ずることとなるの
であります。従いまして、この不足額
に相当する金額に達するまで、予算の
定めるところによつて、一般会計に緑
入をしてことになつておるのであり
ます。

委員会におきましては、種々熱心な
質疑応答が交されたのであります
が、その詳細は速記録によつて御承知
を願いたいと思います。かくて質疑を
終了いたしまして、討論、採決の結果、
全会一致を以て原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

右兩案の御報告をいたします。(拍
手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

先ず、農業共済再保険特別会計の歳入
不足を補てんするための一般会計から
する緑入金に関する法律案全部を問題
に供します。本案に賛成の諸君の起立
を求めます。

【議員起立】

○議長(佐藤尚武君) 総賛成と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

をいたします。

本特別会計は、農業災害補償法によ
りまして、農業共済組合の組合員が支
拂うべき農作物共済にかかる共済掛
金の一部を負担し、更にその負担金を
食糧消費者に転嫁することとなつてお
りますが、価格政策の見地から、昭和
二十五年度におきましても、前年度同
様の法的措置を講じまして、この負担
金を食糧消費者に転嫁せず、一般会計
の負担といたしておるのであります。

これに伴いまして、本特別会計から農
業共済再保険特別会計へ繰入れまする
二十六億九千二百一万一千円を限り一
般会計から繰入れ、本特別会計に生じ
まする歳入不足を補填しようとするも
のであります。

本審議に当りましては、種々熱心
なる質疑応答が交されたのであります
が、その詳細は速記録によつて御承知
を願いたいと思います。かくて質疑を
終了いたしまして、討論、採決の結果、
全会一致を以て原案通り可決すべきもの
と決定した次第であります。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。郵政委員長水久保善作君。

【審査報告書は都合により第三十
五号末尾に掲載】

右兩案の御報告をいたします。(拍
手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

先ず、農業共済再保険特別会計の歳入
不足を補てんするための一般会計から
する緑入金に関する法律案全部を問題
に供します。本案に賛成の諸君の起立
を求めます。

【議員起立】

○議長(佐藤尚武君) 総賛成と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、食糧管理
特別会計の歳入不足を補てんするため
の一般会計からする緑入金に関する法
律案全部を問題に供します。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。

め、同條第三項を削る。

差出人又は受取人が、その實に
帰すべからざる事由に因り、前項
の有効期間内に為替金の拂渡又は
拂どもしの請求をすることができ
なかつたときは、その事由に因り
請求をすることができなかつた日
数は、これを同項の有効期間に算
入しない。第十五條に規定する場
合において為替金の拂渡又は拂
もどしを延期した日数についても、
同様とする。

○議長(佐藤尚武君) この法律は、昭和二十五年四月一
日から施行する。

【審査報告書は都合により第三十
五号末尾に掲載】

右の内閣提出する。

昭和二十五年二月二十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

郵便為替法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出する。

昭和二十五年二月二十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

郵便為替法(昭和二十三年法律第
五十九号)の一部を次のよう改正す
る。

第二十條第二項を次のように改
め。

第一 国及び地方公共団体

二 土地改良区、土地改良区連
合、水害予防組合、水害予防組

合連合及びこれらに準ずる団体
までを次のように改め、同條第二項
中「第五号」を「第一号及び第五号」に
改める。

河井 順八君

木下 南雄君

深川榮左エ門君

木内 キヤウ君

〔第二十五号參照〕

審査報告書

寺尾 繁雄君

楠見 義男君

櫻内 長郎君

海外移住組合法の廢止に関する法律案

佐伯卯四郎君

西郷吉之助君

安達 食助君

律案

高橋龍太郎君

島村 軍次君

木内 四郎君

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

北條 秀一君

田村 文吉君

田中 利勝君

山崎 恒君

山崎 桂君

島田 千壽君

木内 重藏君

大畠農夫雄君

小川 友二君

岡元 義人君

岩木 哲夫君

大畠農夫雄君

加賀 操君

柏木 庫治君

島 清君

吉川未次郎君

小杉 伊多君

小宮山常吉君

鈴木 直人君

吉川未次郎君

玉屋 喜章君

島津 忠彦君

川村 松助君

早川 慎一君

徳川 賴貞君

竹下 俊次君

野田 俊作君

岡田喜久治君

宮城タマヨ君

岩本 月洲君

三島 通陽君

水久保基作君

大島 定吉君

黒田 英雄君

寺尾 肇君

岡田喜久治君

小林米三郎君

岡崎 真一君

西川甚五郎君

鈴木 安孝君

池田七郎兵衛君

北村 一勇君

平岡 隆治君

大島 定吉君

柴田 政次君

草葉 隆圓君

石坂 豊一君

石原幹市郎君

今泉 政吾君

佐々木鹿藏君

佐々木鹿藏君

佐々木鹿藏君

松野 喜内君

厚生大臣

大隅 慶二君

橋本萬右衛門君

中井 光次君

中川 幸平君

西山 鶴七君

小林 勝馬君

大限 信幸君

河井賢太郎君

山田 佐一君

河井賢太郎君

大隅 清一君

池田七郎兵衛君

北村 一勇君

中井 光次君

中川 幸平君

廣瀬與兵衛君

西山 鶴七君

小林 勝馬君

大隅 慶二君

河井賢太郎君

山田 佐一君

河井賢太郎君

大隅 慶二君

政府委員

昭和二十五年三月七日

審査報告書

大隅 慶二君

郵政大臣

電気通信大臣

昭和二十五年三月七日

大隅 慶二君

伊東 隆治君

伊東 隆治君

昭和二十五年三月七日

大隅 慶二君

佐藤 勝一君

佐藤 勝一君

昭和二十五年三月七日

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

要領書

審査報告書

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

多数意見者署名

いるが、この開発計画の実施は時局柄早急を要するものである。とくに只見川水系の電源開発がいよいよ本格的開発に向って一步を進めている現状にかんがみ、この開発と相呼応し、あるいは関連して、総合開発を図ることが緊切と考えられるから、明年度において所要予算を計上して開発の具現を國に譲りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。こ

れに国会法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十五年月日
参議院議長佐藤尚武

天竜川改修工事費国庫補助増額に関する請願
請願者 静岡県浜名郡中瀬村長 河合多三外十二名

右の請願は

天竜川改修工事費国庫補助増額について、大正十二年より十箇年継続事業として着工され、以来工事予算の節減、戦争のばつ発等のため中止となつた。加うるに戰時中の上流山林の濶伐により川の荒廃はその極に達し、沿岸市町村民は日夜惨害の危険にさらされている。しかして現在工事は継続施工中ではあるが、改修工事費は本年度最少一億二千万円の要求にもかかわらず、決定額はわずか一千九百五十五万円に過ぎない有様で民生安定、食糧増産上憂慮にたえないから、すみやかに本川改修工事費の増額を國に譲りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 東京都中央区銀座西三
建築会館日本建築士会内
下野郎外一名
右の請願は、健全なる生活を確保するためのものであるから、これが設計および工事監理に従事するものの知識、技能の適性に關し國家試験により一定水準以上の資格者を定めて免許を與え、そのになべき職責を明かにして國民利益の保護と社會福祉の増進に資することは、復興途上にあるわが國の現状に照し、最も緊要事と思われるから、職域のいかんを問わず広く建築設計ならびに監理に從事する技術者の資格制定のため建築士法の実現について適切なる方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

天竜川改修工事費国庫補助増額について、大正十二年より十箇年継続事業として着工され、以来工事予算の節減、戦争のばつ発等のため中止となつた。加うるに戰時中の上流山林の濶伐により川の荒廃はその極に達し、沿岸市町村民は日夜惨害の危険にさらされている。しかして現在工事は継続施工中ではあるが、改修工事費は本年度最少一億二千万円の要求にもかかわらず、決定額はわずか一千九百五十五万円に過ぎない有様で民生安定、食糧増産上憂慮にたえないから、すみやかに本川改修工事費の増額を國に譲りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

天竜川改修工事費国庫補助増額について、大正十二年より十箇年継続事業として着工され、以来工事予算の節減、戦争のばつ発等のため中止となつた。加うるに戰時中の上流山林の濶伐により川の荒廃はその極に達し、沿岸市町村民は日夜惨害の危険にさらされている。しかして現在工事は継続施工中ではあるが、改修工事費は本年度最少一億二千万円の要求にもかかわらず、決定額はわずか一千九百五十五万円に過ぎない有様で民生安定、食糧増産上憂慮にたえないから、すみやかに本川改修工事費の増額を國に譲りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

今回のデラ合風によつて折角の復旧工事箇所も全部崩壊して昭和十八年の度に達し、村財政も破たんの一歩前にあるから、上流地域の林産資源開発と、地方自治の不安除去のため、旧費に対し国庫補助をせられたいと、ここに国会法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 宮崎県南那珂郡都井村長 中村龍夫外七名
右の請願は、宮崎県道都井岬福島線中の都井本城間最急こう配六分の一、平均こう配十分の一、最小半径四メートル、全幅三メートルの花尾とうげ（都井とうげ）があつて大型車および重車輛の運行激増の今日このまま放置することは極めて危険な状態である。しかし立て津黒井および黒仁田を経由する場合は平均こう配二十五分の一、花尾とうげに約四十メートルのトンネルを開設する場合は道路延長約三キロ増加するが輸送力の増強、燃料の節減、観光その他当地方産業発展に寄与するところ多大であるから、すみやかに本県道路改修工事をして國庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 熊本県荒尾市海岸一帯の地域は三池炭坑の沈没の沈下をまことに、海岸堤防および大島川堤防は毎日危險にさらされている現状である。現在までの補強復旧工事は、大島川右岸の堤防を約六十センチ積上げたのみで海岸堤防その他の他の堤防は経費の見透しが立ちず放置されているからすみやかに國庫補助によつて本工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 大分県南海部郡因尾村長 柳井泉外三名
右の請願は、大分県南海部郡因尾村は番丘川上流地域の災害復旧費補助に関する請願

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 熊本未福外六百三十六名
右の請願は、熊本県荒尾市海岸一帯の地域は三池炭坑の沈没の沈下をまことに、海岸堤防および大島川堤防は毎日危險にさらされている現状である。現在までの補強復旧工事は、大島川右岸の堤防を約六十センチ積上げたのみで海岸堤防その他の他の堤防は経費の見透しが立ちず放置されているからすみやかに國庫補助によつて本工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

昭和二十五年月日
内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 大分県南海部郡因尾村長 柳井泉外三名
右の請願は、大分県南海部郡因尾村は番丘川上流地域の災害復旧費補助に関する請願

意見書案

内閣総理大臣吉田茂蔵

請願者 又次郎外七名
右の請願は、又次郎外七名

内閣総理大臣吉田茂蔵

内閣総理大臣吉田茂蔵

内閣総理大臣吉田茂蔵

内閣総理大臣吉田茂蔵

内閣総理大臣吉田茂蔵

内閣総理大臣吉田茂蔵

国道第三号線中延岡、富島間路線は、化学工業都市延岡と留月港細島を直結する重要な幹線であるが、国鉄日々の運輸量が増加するに伴い、この路線との平面交差している七箇所が直角に近いため、見通しがきかず交通事故が極めて多く、また伊彌川、土々呂、門川、富島等の区域を連絡する路線は、幅がわずか六メートル以内で、その上非常に曲りくねつていて、当該の交通をいやむしく不便としているから、延岡を中心とする化学織維工業地方発展のため、本路線中の延岡、富島間改修工事をすみやかに実施せられるとともに、延岡国道延長に当る北川村、岩脇間路線の改良工事を施工せらるべきとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

この機会に砂押川の全面的改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

で源を標高七百メートルの安達本
良山に発して、南東に流れて杉田村
地内において阿武隈川に合流してい
るが、水源地帯の地かくおよび林本
が粗惡のため、一度豪雨にあつと山
腹の崩壊が相次いで起り、同時に樹
木が倒落流下するので合流点附近

環道路をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、國意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せらるたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

請願者 北海道勇拂郡占冠村
長 中田菊太郎

昭和二十五年 月 日

參議院議長 佐藤 尚武
内閣總理大臣 吉田茂殿

北海道の道路費国庫補助増額に関する 一 二 三 四

請願者 福島県郡山市長 本間

者會議會內 岩本政一外一名

郡山市より安積郡大槻町を経て多田

難な道路が大部分である。現在わが

結ぶ県道末端との中間に、三森峠を

北海道にとって、道路の整備は緊

ちろん資源も未開発のままになつて

額を飛躍的に増額せられたいとの趣旨であつて、參議院は、額意の本旨は

また南会津街道として、北南西会津

は銳意これが実現に努力せられた
。ここに国会法第八十一條により

られたいとの趣旨であつて参議院

昭和二十五年九月

に努力せられたい。ここに国会法第

意見書案

明治二十二年八月四日

長 佐藤直治

意見書案

福島県下の杉田川は阿武隈川の支流

ル工事施行に関する請願

で源を標高七百メートルの安達本良山に発して、南東に流れて杉田村地内において阿武隈川に合流しているが、水源地帯の地かくおよび林相が粗惡のため、一度豪雨にあつて山腹の崩壊が相次いで起り、同時に樹木が倒落流出するので合流点附近川岸の荒廃は年々増大するのみで、さうして最近上流部七百余町歩の入植が開始されその開拓が進展するにようんで益々その度を加えおり、いまにして根本的改修を怠るときは破滅的状態に陥る虞があるから、すみやかに本川の改修工事を施行せられたいたとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を添付する。

請願者 北海道勇拂郡占冠村
長 中田菊太郎
右の請願は
北海道勇拂郡占冠村は、材積五千万
石に及ぶ森林資源を始め鉱区五千万
坪に及ぶクローム・石綿・石炭等の
埋蔵量無盡藏といわれてゐる資源を
有しているが交通事情に阻まれて実
績が上がらない現状であり、又開拓
教育、文化施設の完備等のすみやか
なる実現には第一に交通問題の解決
が必要であるから、貨物輸送をいち
じるしく制約し同村ならびに日高村
の産業振興上はもちろん時間的にも
また輸送力および資材の点において
も多大の支障を與えている石炭阻塞
国境の通称金山峠にトンネルを設け
られたいとの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥当なものなりと
思う。よつて内閣は銳意これが実現
に努力せられたい。ここに国会法第
八十一條により別冊を添付する。
昭和二十五年一月一日

の排水不可能となり、その影響は当地方住民の生活および保健衛生に重大な支障を與えているから、飲料水被害地区の水道施設ならびに下水道改修に対し国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
県道島地鹿野線中一部改修工事促進に関する請願

請願者 山口県佐波郡串村長

田中吟祐外十四名

右の請願は

山口県道島地鹿野線は、昭和十七年県道に編入せられ、以来逐次改修工事に着手した結果昭和二十一年度までに佐波郡串村の中央村役場まで自動車の通行可能となつた。さらに

県下の主要生産道路として昭和二十

三、二十四年度にわたり改修工事を施行中であるが、本村は佐波郡の北部に位する高原地として県下では最も交通に恵まれていないから、これら的事情を考慮されて昭和二十一年度も工事を継続して、すみやかに本路線の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條によつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
県道島地鹿野線中一部改修工事促進に関する請願

請願者 山口県佐波郡串村長

田中吟祐外十四名

右の請願は

山口県道島地鹿野線は、昭和十七年県道に編入せられ、以来逐次改修工事に着手した結果昭和二十一年度までに佐波郡串村の中央村役場まで自動車の通行可能となつた。さらに

県下の主要生産道路として昭和二十

三、二十四年度にわたり改修工事を施行中であるが、本村は佐波郡の北部に位する高原地として県下では最も交通に恵まれていないから、これら

の事情を考慮されて昭和二十一年度も工事を継続して、すみやかに本路線の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條によつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の請願は
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡油島村夏川堤防小谷

長 菅原焦逸外七名

右の陳情は、岐阜県安八郡和合、三城西村地内の揖斐川右岸堤防は、長年なんらの補強工事も行われていない。しかも同川上流改修工事の結果西村地内の川幅は非常に狭くなり、また東海道線鉄橋附近は、わずか百メートルたらずの間に十数箇に余る三大橋の橋脚のため水勢が阻害されているので、ここで水の際には、だく流うずを巻いて、鐵橋の補強工事の完成を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を添付する。

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名意見書案
岐阜改修工事促進に関する陳情
陳情者：岐阜県揖斐郡大野町黒野馬渕要外五名
昭和二十五年月日
参議院議長：佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
内閣総理大臣吉田茂殿